

改正後	現行
<p><u>10</u> 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>当該加算は、障害児が利用する病院等、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u></p> <p><u>当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。</u></p> <p>① <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u> <u>福祉サービス等提供機関（障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。）の職員との面談又は会議により、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合</u></p> <p>② <u>障害児への通院同行</u> <u>障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>③ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u> <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① <u>連携の対象機関</u></p>	<p><u>9</u> 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>ア 障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u></p> <p><u>イ 連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>指定障害児相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者と連携することが求められているところ、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。</u></p> <p>② <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u> <u>福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害児通所支援等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も、医療・保育・教育機関等連携加算の算定が可能である。なおこの場合において、サービス担当者会議実施加算の算定はできない。</u></p> <p><u>なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</p>

改正後	現行
<p>ること。</p> <p>③ <u>利用者への通院同行</u> <u>当該加算は、単に障害児の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び障害児支援利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び障害児支援利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。</u> <u>なお、情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</u></p> <p>④ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u> <u>次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。</u></p> <p>(一) <u>病院等、訪問看護事業所</u> (二) <u>(一)以外の福祉サービス等提供機関</u> <u>なお、(一)に掲げる機関への情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</u> <u>また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。</u></p> <p>⑤ <u>加算の算定方法</u> <u>当該加算は、(1)の②から④までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u> <u>例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。</u></p> <p>(3) 手続 第四の<u>8</u>の(3)の規定を準用する。</p> <p><u>11 集中支援加算について</u></p> <p>(1) 趣旨 <u>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行ったものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング<u>期間</u>を改めて検証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>① <u>障害児等への訪問による面接</u> <u>障害児等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、障害児等に面接する場合</u></p> <p>② <u>サービス担当者会議の開催</u> <u>サービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画の変更等</u></p>	<p>(3) 手続 第四の<u>7</u>の(3)の規定を準用する。</p> <p><u>10 集中支援加算について</u></p> <p>(1) 趣旨 <u>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</u> <u>ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング<u>頻度</u>を改めて検証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>について検討を行う場合</u></p> <p>③ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> <u>福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合</u></p> <p>④ <u>障害児への通院同行</u> <u>障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>⑤ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u> <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>① <u>連携の対象機関</u> <u>(1) のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院等、企業、地方自治体等をいう。</u></p> <p>② <u>障害児等への訪問による面接</u> 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、<u>障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、<u>利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をい</u></p>

改正後	現 行
<p><u>「面接」については、第四の9の(2)の②の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>サービス担当者会議の開催</u> サービス担当者会議の開催に当たっては、<u>障害児等</u>も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>④ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> 福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様に、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、<u>入院時情報連携加算（I）又は退院・退所加算</u>を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>⑤ <u>利用者への通院同行</u> <u>第四の10の（2）の③の規定を準用する。</u></p> <p>⑥ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u> <u>第四の10の（2）の④の規定を準用する。</u></p> <p>⑦ <u>加算の算定方法</u></p>	<p>う。</p> <p><u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者やその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</u></p> <p><u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（3）の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、地方自治体等をいう。</u></p> <p><u>なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様に、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</u></p> <p>また、<u>指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算</u>を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p>

改正後	現行
<p><u>当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p><u>例えば、1月に2回以上障害児等に面接し、かつ、障害児への通院同行を行う場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。</u></p> <p><u>なお、②から⑥のいずれの場合も、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している場合は、当該加算は算定できない。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>① 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、<u>第四の9</u>の(3)の②の規定を準用する。</p> <p>② <u>同注中(2)</u>を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>同注中(3)</u>を算定する場合は、<u>第四の9</u>の(3)の③の規定を準用する。</p> <p><u>12 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者につい</p>	<p>(3) 手続</p> <p>① 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、<u>第四の8</u>の(3)の②の規定を準用する。</p> <p>② <u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)</u>を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)</u>を算定する場合は、<u>第四の8</u>の(3)の③の規定を準用する。</p> <p><u>11 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者につい</p>

改正後	現行
<p>ての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p><u>サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする。</u></p> <p>サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p> <p><u>また、障害児相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>第四の<u>11</u>の(3)の②の規定を準用する。</p>	<p>ての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>第四の<u>10</u>の(3)の②の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>13</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、<u>支援の提供場面を直接確認することにより、支援の提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</u></p> <p>なお、<u>支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては</u>次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>① 障害児通所支援の事業所等における<u>支援の提供状況</u></p> <p>② <u>支援提供時の障害児の状況</u></p> <p>③ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（<u>相談支援員の場合は19件</u>）を限度とし、当該障害児が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における<u>支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</u></p> <p><u>障害児通所支援の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能である。</u></p> <p><u>なお、一定の距離については、障害児通所支援の提供場所</u></p>	<p><u>12</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、<u>サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</u></p> <p>なお、<u>サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては</u>次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等における<u>サービスの提供状況</u></p> <p>イ <u>サービス提供時の障害児の状況</u></p> <p>ウ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該<u>利用者</u>が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における<u>サービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>(1) における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>14 行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、<u>行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p>なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① 共通事項</p> <p><u>当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談</u></p>	<p>(3) 手続</p> <p>(1) における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>13 行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合には加算することができるものである。</u></p> <p>② <u>行動障害支援体制加算（Ⅰ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>（一） 対象となる障害児</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</u></p> <p><u>（二） 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行ってい</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p>③ <u>行動障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p> <p><u>15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障</p>	<p><u>(2) 手続</u></p> <p><u>この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p> <p><u>14 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障</p>

改正後	現行
<p>害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、<u>医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えること。</u></p> <p>② <u>要医療児者支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害児</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項</u></p>	<p>害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、<u>地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2—10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u></p> <p>なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「対象医療的ケア児」という。）としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であつて、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>③ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p>第四の<u>14</u>の(2)の規定を準用する。</p>	<p>(2) 手続</p> <p>第四の<u>13</u>の(2)の規定を準用する。</p>

改正後	現行
<p><u>16</u> 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、<u>精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</u></p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2—18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、<u>精神に障害を有する児童</u>の保護者から利用申込があ</p>	<p><u>15</u> 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、<u>精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</u></p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2—21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、<u>精神障害を有する障害児</u>の保護者から利用申込があ</p>

改正後	現行
<p>った場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神に障害を有する児童」と読み替えること。</u></p> <p>② <u>精神障害者支援体制加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っており、(三)に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。</u></p> <p>(一) <u>対象となる障害児</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童(以下「精神に障害のある児童」という。)としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。</u></p> <p>(二) <u>対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行って</u></p>	<p>った場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>いることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であつて、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制</u></p> <p><u>当該区分は、精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であつて、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。</u></p> <p><u>保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。</u></p> <p><u>また、精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。</u></p> <p>③ <u>精神障害者支援体制加算（Ⅱ）</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u> 第四の<u>14</u>の（2）の規定を準用する。</p> <p><u>17 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u> <u>当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要</u></p>	<p><u>(2) 手続</u> 第四の<u>13</u>の（2）の規定を準用する。 （新設）</p>

改正後	現 行
<p><u>網別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u></p> <p><u>なお、高次脳機能障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害児」と読み替えること。</u></p> <p><u>② 高次脳機能障害支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害児</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法に</u></p>	

改正後	現行
<p><u>よること。</u></p> <p>ア <u>障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書</u></p> <p>イ <u>精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</u></p> <p>ウ <u>その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p>③ <u>高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>第四の14の（2）の規定を準用する。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>18</u> ピアサポート体制加算の取扱いについて</p> <p>障害児相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下この16において「障害者等」という。）<u>であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者</u></p> <p>イ 管理者、<u>相談支援専門員、相談支援員</u>その他指定障害児相談支援に従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p> <p>(1) 算定に当たっての留意事項</p> <p>ア 研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる<u>基礎研修及び専門研修</u>をいう。</p>	<p><u>16</u> ピアサポート体制加算の取扱いについて</p> <p>障害児相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下この16において「障害者等」という。）</p> <p>イ 管理者、<u>相談支援専門員</u><u>又は</u>その他指定障害児相談支援に従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p> <p>(1) 算定に当たっての留意事項</p> <p>ア 研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障</u></p>

改正後	現 行
<p>イ 障害者等の確認方法</p> <p>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は<u>確認方法</u>により確認するものとする。</p> <p>(ア) 身体障害者 身体障害者手帳</p> <p>(イ) 知的障害者</p> <p>① 療育手帳</p> <p>② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的</p>	<p><u>害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(イ) 16のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p>イ 障害者等の確認方法</p> <p>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</p> <p>(ア) 身体障害者 身体障害者手帳</p> <p>(イ) 知的障害者</p> <p>① 療育手帳</p> <p>② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p>

改正後	現行
<p>障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>(ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>② 精神障害を事由とする<u>公的</u>年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</p> <p>③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</p> <p>④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</p> <p>⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D—10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</p> <p>(2) 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>	<p>(ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>② 精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</p> <p>③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</p> <p>④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</p> <p>⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D—10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</p> <p>(2) 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるもの</p>

改正後	現行
<p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p><u>19</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利</p>	<p>ではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p><u>17</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利</p>

改正後	現 行
<p>用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>20</u> 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>指定障害児相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推</u></p>	<p>用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>18</u> 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業</u></p>

改正後	現行
<p><u>進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な<u>障害児</u>に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる<u>説明</u>等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、<u>協議会</u>に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。なお、第四の1の(2)の③の(一)のイの(イ)のbの(b)の規定を準用する。</u></p> <p>① <u>運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p>② <u>拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、第四の1の(2)の③の(六)のイの(ア)の規定を準用する。</u></p> <p><u>また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例</u></p>	<p><u>所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な<u>障害児相談支援対象保護者</u>に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる<u>説明及び指導</u>等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、<u>協議会等</u>に報告を行った場合に加算するものである。</p>

改正後	現 行
<p><u>の選定に当たってはその点に留意すること。</u></p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容等詳細については、<u>「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)</u>を参照すること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる会議を行った場合<u>及び利用者に対する説明等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。</u>なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p>なお、当該加算は、支援が困難な<u>障害児相談支援対象保護者</u>に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容については、<u>別途定めるものとする。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる会議を行った場合は、<u>別途定める内容を記録するものとする。</u>なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>21 <u>遠隔地訪問加算</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u> <u>当該加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>対象となる加算</u> <u>当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。</u></p> <p><u>(一) 初回加算</u> 第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。</p> <p><u>(二) 入院時情報連携加算</u> 第四の7の(2)の①の要件を満たす場合に限る。</p> <p><u>(三) 退院・退所加算</u></p> <p><u>(四) 保育・教育等移行支援加算</u> 第四の9の(1)の②の要件を満たす場合に限る。</p> <p><u>(五) 医療・保育・教育機関等連携加算</u> 第四の10の(1)の①又は②の要件を満たす場合に限る。</p> <p><u>(六) 集中支援加算</u> 第四の11の(1)の①又は④の要件を満たす場合に限る。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>② 対象区域 <u>当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関であるが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u></p> <p>③ 加算の算定方法 <u>当該加算の算定に当たっては、300単位に①の（一）から（六）までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。</u> <u>ただし、初回加算については、第四の5の（3）に規定する場合に該当する月数（3を限度とする。）を算定回数とする。</u> <u>例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとする。</u></p>	